



国民年金保険料を納めている方 社会保険料控除のお知らせ

町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

国民年金保険料は法律上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同じく、社会保険料控除としてその年の課税所得から差し引かれ、税額が少なくなります。

■控除の対象

- ・令和4年1月～12月までに納めた保険料の全額
- ・過去の年度分の保険料や追納した保険料

※家族分の保険料も納めている場合は、合わせて控除が受けられます。

■控除を受ける方法

控除を受けるには、年末調整や確定申告のときに、保険料の納付を証明する書類が必要です。日本年金機構から届く「社会保険料（国民年金保険料）控除

証明書」または領収証書を添付してください。

■証明書が届く時期

〔1月1日～9月30日に保険料を納めた方〕

10月下旬～11月上旬

〔10月1日～12月31日に今年初めて保険料を納めた方〕

令和5年2月上旬

■国保年金係以外の問合せ先

- ・千葉年金事務所
☎043-1242-16320
- ・ねんきん加入者ダイヤル
☎0570-1003-1004

農地中間管理事業

産業振興課 農政係 ☎77-3917

農地が必要な方に貸し付ける農地を探しています。貸したい農地がある方はご相談ください。

農業からのリタイアを考えている、相続した農地の管理に困っている、水田をやめて畑に専念したいなどの理由で、貸したい農地がある方は、農政係または（公社）千葉県園芸協会（農地中間管理機構）に連絡してください。

また、農地を借りたい場合もご相談ください。



国民健康保険に加入している方 国民健康保険税のお知らせ

町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

国民健康保険税（以下「国保税」）は、皆さんの医療費に使用される貴重な財源です。納め忘れのないよう、期限までに必ず納めてください。

■国保税を納めずにいた場合

①通常の保険証の代わりに「有効期間の短い保険証（短期証）」が交付されます。

②短期証になった後も納めずにいると「資格証明書」が交付され、医療費を一時全額自己負担することになります。

③さらに納付相談などもせずに納めないでいると、国保の給付が「全部または一部差し止め」になります。

④その後も納めないでいると、差し止められた保険給付額が

ら滞納している分が差し引かれます。

■納付相談

国保税を納められない方は、納付方法について早めに収税係に相談してください。
（収税係 ☎77-3916）

■会社の保険に入った場合

社会保険などに加入して国保をやめるときは、原則14日以内に届け出が必要です。

届け出をしないと、国保税と社会保険料が二重にかかってしまうことがあります。

狩猟期間の開始

産業振興課 農政係 ☎77-3917
千葉県自然保護課 ☎043-223-2972

11月15日（火）～令和5年2月15日（水）は狩猟期間です。期間中の事故防止にご協力ください。

狩猟者以外の方が野外で活動するときは、目立つ服を着たり音の出るものを携行するなど、安全対策を心掛けてください。

また、狩猟者の方は、マナーを守って安全な狩猟に努めてください。





農業をしている方 給付金支給のお知らせ

問 産業振興課 農政係 ☎77・3917

新型コロナウイルスの影響を受けた町内の農業経営者に対して、農業の継続を支援するため給付金を支給します。

■対象者

町内に住所または事業所がある農業経営者

■支給条件

- ・農業経営を継続する意欲があること
- ・令和3年度の販売金額が30万円以上であること
- ・町税の滞納がないこと
- ・暴力団などの反社会的勢力と関わりがないこと
- ・芝山町中小企業等支援給付金を受給していないこと

■支給額

1 農業経営者あたり5万円

■申請期限 11月30日(水)

■申請方法

- ① 申請書などを取得する。
- ② 申請書に必要事項を記入して、提出書類とともに農政係に提出する。

■申請書の取得場所

- ・農政係窓口
- ・町ホームページ
- ・町内J A各支所、経済センター
- ・丸朝園芸農業協同組合
- ・風和里しばやま

■その他

提出書類などは、町ホームページか広報しばやま10月号(7ページ)を確認してください。

肥料価格高騰対策

問 産業振興課 農政係 ☎77・3917

肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の肥料コスト上昇分の一部を支援します。

■対象となる肥料

令和4年秋肥と令和5年春肥として使用する肥料

■申請に必要なもの

- ① 対象肥料の購入価格が分かる注文票と領収書または請求書
- ② 化学肥料低減計画書

■その他

詳しくは、肥料の購入先へお問い合わせください。



農業をしている方 電気柵購入費用助成のお知らせ

問 産業振興課 農政係 ☎77・3917

ハクビシンやイノシシなどによる農作物被害を防止するため、電気柵購入費用の一部を助成します。

■対象者

①③の全ての項目に当てはまる方

① 町内に住所がある個人、団体、法人の方

② 町税などの滞納がない方

③ 50a以上の農地を耕作しているか前年度の農産物の販売額が30万円以上の方

■助成条件

①②④の全ての条件に当てはまること

① 電気柵を設置する農地が町内にあること

② 対象者が当該農地を所有または借用し、耕作していること

③ 農地の面積が10a以上であること

④ 電気柵の長さが100m以上であること

■助成金額

資材費の半額(1,000円未満の端数は切り捨て)

※農業者1人あたりの上限は2万円です。

■用意するもの

- ・申請書
- ・設置場所の位置図
- ・見積書のコピー
- ・電気柵の規格に関する資料(カタログのコピーなど)

■申請書の取得場所

- ・農政係窓口
- ・町ホームページ
- ・町内J A各支所、経済センター
- ・丸朝園芸農業協同組合

■注意事項

この事業を活用して設置した電気柵の補修などを目的とした再度の申請は対象外です。



▲畑に設置された電気柵